

和歌山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ夜間銃猟)【概要】

【主 旨】

県内のニホンジカによる農業被害額は令和 5 年度時点で年間約 5,400 万円であり、また生息域も拡大するなど、農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしている。

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画において、生息個体数を令和 12 年度に 32,000 頭（令和 2 年度の推定個体数の半数）を目標としており、実現するには、年間 19,000 頭以上を捕獲する必要がある。

そのため、県が「指定管理鳥獣対策事業」を活用し、従前にはない捕獲手法である夜間銃猟を実施することで、ニホンジカ捕獲数の確保強化を図る。

【実施概要】

- 1 実施期間：令和 7 年 6 月 19 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日（捕獲作業は 9 月から）
- 2 実施地区：①紀美野町旧美里区域 ②紀の川市鞆渕区域、桃山町区域（2 区域）
③古座川町添野川・佐田区域
- 3 目標頭数：ニホンジカ 64 頭（①及び③：各 16 頭、②：32 頭）
- 4 実施内容：夜間銃猟
 - (1) 必 要 性…狩猟者の減少や高齢化が進行する一方で捕獲圧の強化を図る必要がある。警戒心が低くなる夜間に行う銃猟は、捕獲効率の向上や従来の捕獲事業にない新たな捕獲機会として有効な対策であることから、本事業を実施する。
 - (2) 方 法…バックストップのある場所に餌付けにより誘引したニホンジカに対して、車上等から発砲（誘引狙撃）。
軽トラック等の荷台に乗り、移動しながらの捕獲作業を実施する際は、作業を行う林道を通行止めにする等の適切な許可を必ず取得する。
 - (3) 実施回数…各地区 4 回程度
 - (4) 実施時間…日没後から 22 時まで
- 5 委 託 先：認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟実施の認定が必須）
- 6 安全対策：事業実施前に、チラシ等による地区住民への十分な周知を実施する。
実施場所周辺には、捕獲作業予定日等を記載した注意看板を設置する。
捕獲作業実施日は、住民や登山者等の進入がないことを十分に確認した後
に道路を封鎖し、立入を制限する。
ニホンジカに向けて発砲する前には、ライトやサーマルビジョンを用いた
目視による確認を実施する。
- 7 そ の 他：捕獲個体は関係法令に従い、適切な処理（埋設等）を行う。
地元住民等から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及
啓発に努める。